

考證資料第八號

對支作戰用兵に關する内示事項（差當り統帥部腹案として）

（對支海軍作戰計畫内案、七月十二日軍令部策定）

一、作戰指導方針

（一）自衛權の發動を名分とし宣戰布告は行はず、但し彼より宣戰する場

合又は戰勢の推移に依りては宣戰を布告し正規戰となす。

（二）支那第二十九軍の脅威を目的とし爲し得る限り戰海を平津地域に局

限し情況に依り局地戰、航空戰、封鎖戰を以て居留民保護及支那脅

威の目的を至短期間に達成するを本旨とす。

（三）海陸軍協同作戰とす。

二、用兵方針

（一）時局々限の方針に則り差當り平津地域に陸軍兵力を進出迅速に第二

十九軍の脅威の目的を達す。

海軍は陸軍輸送護衛並に天津方面に於て陸軍と協力する外對支全

作戰に備ふ（第一段作戰）

曰 戦局擴大の場合概ね左記方針に依り作戰す。（第二段作戰）

(1) 上海及青島は之を確保し作戰基地たらしむると共に居留民を現地保護す。爾他の居留民は之を引揚げしむ。

(2) 中支作戰は上海確保に必要な海陸軍を派兵し且主として海陸航空兵力を以て中支方面の敵航空勢力を掃蕩す。

(3) 北支作戰は青島は海陸軍協同して之を確保し爾他の地域は陸軍之を制壓す。

(4) 陸軍出兵は平津方面に對する關東軍、朝鮮軍より應援するもの以外に内地より出兵する三箇師團の外上海及青島方面に二箇師團の隊定にして其の配分は情況に依る。

但し海軍としては之を三箇師團必要と認め陸軍側に甲入れ中。

内封鎖戦は揚子江下流及浙江沿岸其他我兵力所在地附近に於て同地的平時封鎖を行ひ支那船舶を對象とし第三國との紛争を醸ささ

るを旨とす。但し戦勢の推移如何に依りては地域的にも内容的にも之を擴大す。

(イ) 支那海軍に對しては一應嚴正中立の態度及現在地不動を警告し違背せば猶餘なく之を攻撃す。

(ロ) 當面第三艦隊は全支作戦に、第二艦隊は専ら陸軍の輸送護衛に任ず。青島方面に出兵するに至らば北支作戦は第二艦隊之に當り、中南支作戦は第三艦隊之に任ず。

作戦境界を海州灣、龍海嶺の線一北支作戦に含むとす。

(ハ) 南支作戦は充分有力なる指揮官並に部隊を以て之に充て第三艦隊司令部に中支作戦に専念し得る如く編制を豫定す。

(ニ) 馬鞍山群島に水上機基地艦船燃料補給等の爲前進根據地を必要とし之が所要兵力を第三艦隊に補入せらるる如く編制を豫定す。

(ホ) 輸送護衛は第二艦隊之に任じ青島方面出兵后上海方面に出兵の場合其の輸送護衛は第三艦隊主として之に當り第二艦隊之に協力す。

四 上海陸戦隊は現在派遣のもの外更に二箇大隊を増派し、青島に
は特別陸戦隊二箇大隊を派遣す。何れも其れ以上に陸戦隊を必要
とする場合は一時艦船より揚陸せしむ。

(ウ) 作戦行動開始は空襲部隊の概ね一齊なる急襲を以てす。

第一（第二）航空戦隊を以て杭州を第一聯合航空隊を以て南昌、
南京を空襲す。爾他の部隊は右空襲と共に侵襲を失せず作戦配備を
完了す。第二聯合航空隊は當初北支方面に使用す空中攻撃は敵航空
勢力の覆滅を目途とする。

(四) 右空襲に先ち揚子江上流流域に廣東警備隊は所要の地點に引揚げ
あるを要す。

目 上海及青島方面に派遣せらるる陸軍との作戦協定は未済なるも官部
協定案の概要左の如し。

(一) 上海及青島方面派兵を必要とする場合とならば上海方面は混成一
箇旅團、青島方面は一箇聯隊程度の先遣部隊を急派す。

(四) 海軍艦船を以て爲し待の限り陸兵輸送を援助す。

三 作戦部隊編制（内案） 二 摘記省略二

四 作戦部隊重隊編分（参考案） 二 摘記省略二